

よくあるご質問

Q 1 薬剤師修学資金貸与制度を設立した目的は？

大分県で働く薬剤師が不足しているため、多くの薬剤師に大分県内の病院に就業していただき薬剤師不足を解消することを目的としています。

Q 2 修学資金の貸与対象人数は？

病院コース 4 名、行政コース 1 名

Q 3 現在、大分県外の高校に在籍していますが対象となりますか？

大分県外の高校でも対象になります。

Q 4 貸与額が国公立と私学で異なるのはなぜですか？

学費が異なることを考慮しています。なお、貸与額については学費と生活費を考慮して設定しています。学費に応じて額を増減することはできません。

Q 5 修学資金の返還の免除を受けたいのですが、どのようにしたらよいですか？

各コースの返還免除条件をクリアした後、返還免除申請を行うことで返還免除となります。

Q 6 進級または留年したら届け出が必要ですか？

学年が上がる（進級）ごとに進級届の提出が必要です。

また、留年した際も届け出が必要です。

Q 7 修学資金の利子はどのくらいですか？

修学資金を返還しなければならなくなった際には利子ではなく加算金が追加されます。具体的な例を Q 8 にお示しします。

Q 8 具体的な返還金の額を教えてください。

具体的な例（ただし貸与した時期等により額が変動します）

1) 6 年間貸与を受けた後、指定の就業先に就業せず、契約を解除した場合

返還金＝（貸与の総額）＋（加算金）＝5,082,000 円＋1,847,100 円＝6,929,100 円

2) 6 年貸与を受けた後、5 年間指定の就業先に従事した後、契約解除した場合

返還金＝{（貸与の総額）＋（加算金）}×（1－従事期間/貸与期間 1.5 倍）＝3,079,600 円

3) 3 年間貸与を受けた後、退学し契約を解除した場合

返還金＝（貸与の総額）＋（加算金）＝2,628,000 円＋582,064 円＝3,210,064 円

Q 9 修学資金の貸与を途中でやめたい場合はどのようになりますか？

指定の就業先に就業する意思があれば休止届を提出し、契約は継続されます。ただし貸与の再開はできません。

指定の就業先に就業する意思が無ければ契約解除となり、これまで貸与された修学資金を

返還しなければなりません。

Q10 返還免除を受け、県外に再就職しても問題はないですか？

返還免除を受けた後は契約解除となり、特に制限はないので問題ありません。

Q11 家庭の事情により、県外の病院に就職した場合でも返還しなければならないですか？

婚姻、介護等家庭の事情での県外転出についても返還の対象です。

Q12 「病院コース」の返還免除条件の知事が認める教育プログラムによる研修とは何ですか？

就業先の病院がこの教育プログラムに基づいた研修を行います。

Q13 令和8年度以降、薬学部生は対象になりませんか？

募集定員に満たない場合は、今後も薬学部生が対象になることがあります。

Q14 学生の家庭の経済状況は審査に関係しますか？

本制度における貸与可否の審査において、学生の世帯収入（両親または家族の収入）は審査項目に含まれません。

Q15 審査はどのように行われますか？

申請書類に基づき、厳正な審査を行います。主な審査内容は以下の通りです。

書類審査：提出された申請書類一式を審査します。学業成績を評価するため、成績証明書の提出を求めます。

面接：申請者全員に面接を実施します。面接では、学修意欲、人物、および卒業後の就業意思を重点的に確認します。

Q16 他の奨学金制度と併用できますか？

本貸与制度は奨学金制度との併用について特に制限はありません。